

3 相続税・贈与税

	改正前	改正後																											
住宅取得等資金の贈与の非課税(2015)	<p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を2014年12月31日までに受けた場合の非課税限度額は下記のとおり</p> <p>1. 省エネルギー性・耐震性を備えた住宅用家屋 ①2012年中 1,500万円 ②2013年中 1,200万円 ③2014年中 1,000万円</p> <p>2. 上記1. 以外の住宅用家屋 ①2012年中 1,000万円 ②2013年中 700万円 ③2014年中 500万円</p>	<p>適用期限を2021年12月31日まで延長し、非課税限度額を以下のとおりとする</p> <p>1. 下記2 以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約日</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2015年12月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>2016年1月～2020年3月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>2020年4月～2021年3月</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>2021年4月～2021年12月</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 住宅用家屋の取得費用にかかる消費税等の税率が10%の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約日</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年4月～2020年3月</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>2020年4月～2021年3月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>2021年4月～2021年12月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の取得等に係る契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～2015年12月	1,500万円	1,000万円	2016年1月～2020年3月	1,200万円	700万円	2020年4月～2021年3月	1,000万円	500万円	2021年4月～2021年12月	800万円	300万円	住宅用家屋の取得等に係る契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	2019年4月～2020年3月	3,000万円	2,500万円	2020年4月～2021年3月	1,500万円	1,000万円	2021年4月～2021年12月	1,200万円	700万円
住宅用家屋の取得等に係る契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																											
～2015年12月	1,500万円	1,000万円																											
2016年1月～2020年3月	1,200万円	700万円																											
2020年4月～2021年3月	1,000万円	500万円																											
2021年4月～2021年12月	800万円	300万円																											
住宅用家屋の取得等に係る契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																											
2019年4月～2020年3月	3,000万円	2,500万円																											
2020年4月～2021年3月	1,500万円	1,000万円																											
2021年4月～2021年12月	1,200万円	700万円																											
小規模宅地等(2018)	<p>1. 特定居住用宅地等 特定居住用宅地等とは、相続開始の直前において、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で一定のものをいい、配偶者や同居親族がいない被相続人の居住用宅地を下記の要件を満たす相続人等（通称「家なき子」）が取得した場合には、一定の要件の下に80%減額となる</p> <p>(1)相続開始前3年以内に日本国内にある取得者または取得者の配偶者の所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く）に居住したことがないこと</p> <p>(2)その宅地等を相続税の申告期限まで有していること</p> <p>2. 貸付事業用宅地等 貸付事業用宅地等とは、相続開始の直前において、被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等で、下記の一定の要件を満たすものは50%減額となる</p> <p>①その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに承継し、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること ②その宅地等を相続税の申告期限まで有していること</p>	<p>1. 特定居住用宅地等 左記（1）の持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外</p> <p>①相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族またはその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者</p> <p>②相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者</p> <p>※2018年4月1日以後の相続等から適用</p> <p>2. 貸付事業用宅地等 貸付事業用宅地等の範囲から、次の宅地等を除外（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く）</p> <p>※2018年4月1日以後の相続等から適用。ただし、2018年3月31日以前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用しない</p>																											

Part 04 一覧表でチェック  
平成30年度までに改正された重要項目も押さえておこう

※本表は「右ページ→左ページ」の順番でお読みください

1 個人所得課税

	改正前	改正後																						
配偶者控除(所得税)(2017)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限なし</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	所得制限なし	38万円	48万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額（注）</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない</p> <p>※2018年分以後の所得税について適用</p>	居住者の合計所得金額（注）	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
居住者の合計所得金額	控除額																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																						
所得制限なし	38万円	48万円																						
居住者の合計所得金額（注）	控除額																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																						
900万円以下	38万円	48万円																						
900万円超 950万円以下	26万円	32万円																						
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円																						
配偶者特別控除(所得税)(2017)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額（注）</th> <th>控除額 （配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>38万円～3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない</p>	居住者の合計所得金額（注）	控除額 （配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合）	1,000万円以下	38万円～3万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住者の合計所得金額（注1）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下まで38万円（注2）から、合計所得金額が120万円超123万円以下まで3万円（注3）に順次通減</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない (注2)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は26万円、950万円超1,000万円以下の場合は13万円 (注3)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は2万円、950万円超1,000万円以下の場合は1万円</p> <p>※2018年分以後の所得税について適用</p>	居住者の合計所得金額（注1）	控除額	900万円以下	配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下まで38万円（注2）から、合計所得金額が120万円超123万円以下まで3万円（注3）に順次通減	900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下											
居住者の合計所得金額（注）	控除額 （配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合）																							
	1,000万円以下	38万円～3万円																						
居住者の合計所得金額（注1）	控除額																							
900万円以下	配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下まで38万円（注2）から、合計所得金額が120万円超123万円以下まで3万円（注3）に順次通減																							
900万円超 950万円以下																								
950万円超 1,000万円以下																								

2 金融証券税制

	改正前	改正後
NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現(2018)	NISA口座の開設において、非課税適用確認書を金融機関等を通じて税務署に提出するため、NISA口座を開設したときには取引はできず、実際の取引開始はおおよそ2週間程度後になる	非課税口座簡易開設届出書により、非課税適用確認書を添付せずにNISA口座を開設でき、その日から即日買付けができるようになる

※2019年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用

※〈 〉内の数字は最終改正年度